05立大小発第82号

令和6年3月4日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立大山小学校 校長名 杉山 浩規

令和6年度教育課程について(届)

このことについて、立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

健康で明るい子 (たくましい体としなやかな心)

◎よく考えすすんで学習する子 (予測する力・挑戦する力・省察する力) 心豊かに助け合う子(感謝の心と利他的精神)

児童が学校教育活動を通してたくさんの人々と関わる中で、児童のウェルビーイングを高めていくとともに、 「児童がしあわせになる学校」を創る。そのためには、①児童自身が自分で物事をよく考え、実行・実現して いくこと、②多様性を認めて、日々関わる全ての人を大切にすること、③自分の中に自分で「やさしさ」を育 ことの3つが重要である。さらに、立川市教育委員会の重点課題である学力向上・体力向上・特別支 援教育の充実を推進することを通して、児童の問題解決能力を育成し、立川第五中学校区内での小中連携教育 の活性化及び地域学校協働本部の理念に則り、コミュニティ・スクールとして、地域と協働して充実した教育 活動を展開していく。

(2) 学校教育の指針を踏まえた学校の教育目標を達成するための基本方針

「皆で成長し 皆が幸せになる 未来志向 大山小学校」のスローガンのもと、アフターコロナにおいて、 あらゆる事態に臨機応変に対応できる創造的な学校経営を行うとともに、本校に関わる全ての人々の英知を結 集し、「オール大山」体制で教育目標の実現を図っていく。

【健康で明るい子】を育成するために

・保護者・地域・地域学校協働本部等の協力を得て、健康の保持・増進、食育推進、安全教育の充実等、様々 な体験的活動を実施することを通して、児童の心身の健康や体力の向上を推進する。 【よく考えすすんで学習する子】を育成するために

- ・全学年における交換授業を展開することで、全児童を全教職員の目で見守り育てていくとともに、地域に開かれた学校を実現するため、外部人材等、常に新しい風を入れ、学校の教育力を多角的に高めていく。 ・全ての児童に確かな学力を身に付けさせるため、ユニバーサルデザインの考えに基づいて教室環境を整える
- とともに、児童一人一人の学びの状況を適切に把握することを大切にし、授業の構造化(焦点化、視覚化、 共有化)を軸にした指導方法の工夫・改善を通して、全教科において「誰もが分かる」授業の実施を目指す
- ・一人1台のタブレット端末を効果的な学習ツールとして、学校における教育活動や家庭学習において日常的に活用することを促進させていく。ICTを活用することを通して、更に児童の主体的・対話的で深い学びを 推進する。
- ・東京教師養成塾指定校を受け、次代を担う教員の育成を通して、本校全教員が自らの指導力を磨く機会にす るとともに、学校組織のさらなる活性化と成長へとつなげていく。

【心豊かに助け合う子】を育成するために

- ・青少年赤十字活動を推進し、障害のある人への理解を深め、ボランティアマインドを醸成するとともに、 れまでの地域社会との協同的実践の取組を活かし、共生社会の実現や地域社会の発展、世界平和に貢献でき る児童を育てる活動を行う。
- ・立川市子どものいじめ防止条例及び大山小いじめ防止対策基本方針に則り、「いじめを生まない学校」を目 指し、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、教員による全校児童の情報の共有化を推進し、組織 的に即座にいじめの解決を図る校内体制の一層の整備を推進する。さらに、不登校傾向のある児童に対する 校内相談体制の充実を図るとともに、生活指導主任及び特別支援コーディネーターを核に外部機関と連携し て、児童や保護者の理解を深める。
- ・合理的配慮に基づいたインクルーシブな学びの環境を整えるとともに、児童一人一人の特性に応じた効果的 な指導を行い、成長を図るとともに、特別支援教室拠点校及び自閉症・情緒障害特別支援学級設置校として の強みを生かした指導や教育相談体制を充実させる。

【地域との連携・その他】

- ・児童の学習活動が安全に実施できるよう、教育委員会や関係諸機関と連携するとともに、自治連砂川支部や 大山自治会を中心とした地域とのコミュニケーションを緊密にして、更なる教育活動の充実を図る。
- ・小中連携教育を推し進めるため、立川第五中学校、第九小学校、上砂川小学校と連携し、児童生徒間交流・ 学校相互訪問を一層進めて、地域の未来を切り拓く児童の育成を図る。また、幼保小連携においては、全体 計画に基づき、スタートカリキュラムの充実を図るとともに、近隣の保育園及び幼稚園との互恵性のある幼 保小連携を推進する。

2 指導の重点

学習指導要領及び生徒指導提要を踏まえた各教科、特別の教科 道徳、外国語活動・外国語、総合的な 学習の時間、特別活動、立川市民科における指導

ア 各教科

- ・学力調査等の結果分析に基づき、個々の学び残しやつまずきに対して個に応じた指導の充実を図る。
- ・高学年における教科担任制を実施することで、児童と教員双方が成長できる体制を構築する。 ・学習活動全体を通じて、児童が学習の主体者となる「学びの構造転換」の実現を目指す。また、他者との 意見を交流して自己の考えを深めたり、表出させたりするとともに、協働的な学習を通して、主体的かつ 創造的に児童が生きるための資質や能力の育成を図る。
- ·ICT 機器やタブレット端末の効果的な活用により、学習情報を視覚化・焦点化することで、児童の考えを 全員で共有化するとともに、どの児童にとっても分かりやすく誰もが意欲的に参加できる授業を推進して いくとともに、一層のプログラミング教育の推進を図る。
- ・日本漢字能力検定、実用英語技能検定、計算能力検定を実施することを通して、児童の学びの成果を客観 的に確認するとともに、資格取得を通した児童の学習意欲及び学力向上へとつなげていく。
- ・東京都統一体力テストの分析に基づいた年間指導計画を通して、体育科の授業改善に努め、体力向上を図 る。一校一取組運動である体力向上旬間等の取組において、体力向上の取組や異学年交流を活発に行う等、 学校体制で取り組む。また、食育の年間指導計画を基に、学習内容を充実させて、健康教育を推進する。
- ・読書推進担当や学校司書を活用し、年2回の読書旬間や様々なジャンルの読み聞かせやブックトーク、ビ ブリオバトル等を定期的に行うことにより、児童の多様な読書活動の推進を通して、児童の主体的な読書 活動へとつなげていく。

特別の教科 道徳

- ・児童が多様な道徳的価値について、より自分の問題として捉え、よく考え、更に自分の考えを深めていく ために、意見交流や議論をする活動を取り入れた年間指導計画や評価計画の作成を推進する。
- ・「特別の教科 道徳」の時間を核として、青少年赤十字活動や全教育活動を通した体験的な活動で培った 多様な価値観を受け入れる広い心を児童に育むとともに、他のために貢献できる利他的精神を高める。
- ・道徳授業地区公開講座では、保護者や地域の方々とともに、命の大切さに関わる体験的活動に取り組む。 9月の「自殺防止月間」には、児童の発達段階に応じて自他の命を大切にすることを重点的に指導する。 また、SOS の出し方に関する教育を推進し、自殺防止や自他の命を大切にする心を育てる。

外国語活動 • 外国語

- ・全ての児童が英会話や様々な体験活動を通して、話すことや聞くことを楽しみながら学ぶことで、英語に 対する興味・関心を高めさせるとともに、英語のコミュニケーション能力の素地を育成する。
- ・東京都の「校内研修ハンドブック」や校内英語村活動等の体験活動を通して、教員の指導力向上を図るこ とで、児童の外国語に対する興味・関心や活用能力の向上につなげていく。

総合的な学習の時間

- ・「環境」「情報」「地域との触れ合い(地域体験学習)」「福祉・障害者理解」を中心として、学年の発 達段階に応じた学習内容を創意工夫し、児童がより身近な課題として捉えられるようにするとともに、児 童の探究的な学習や問題解決的な学習の推進を通して、自らの生き方を考えることができるようにする。
- ・学校2020レガシーの理念を踏まえ、障がいのある人への理解、豊かな国際感覚の育成、基礎体力向上に向けた取組、バリアフリー社会、ダイバーシティーの推進等、外部講師の活用を通して実施する。
- ・協働的な社会の一員として、よりよく生きていく力を育成していくために、青少年赤十字活動や防災教育 プログラム等の学習を通して、身近な社会貢献活動に取り組み、命と健康を大切にして社会に役立とうと する意識を高める。また、健康安全、奉仕、国際理解・親善に関する実践を通して、世界の人々との友好 親善の精神を醸成し、誰の心の中にもある「やさしさ」や「思いやり」の心を引き出し、「気付き、考え、 行動する」児童を育成する。

特別活動

- ・学級活動や児童会活動・クラブ活動においては、児童の意欲や自主性を大切にし、自己有用感を養うこと を通して、自らの学校生活をより豊かにしようとする精神や考えを育てる。
- ・たてわり班活動、全校遠足等の異学年交流や活動を共にする取組により、集団の一員としての自覚をもち、 豊かに関わる力を実践的に高め、思いやりの心をもって協力しようとする児童を育てる。
- ・全校の取組の「挨拶運動」「一円玉募金」「ペットボトルキャップ回収」等の活動では、各委員会を中心 にして、児童自らが主体的に行う活動を推進する。

カ 立川市民科

- ・地域を教材とした課題を設定し、その解決に向けて体験や交流、情報の収集と分析、意見交換や協働を基 本とした学習を進めていく。
- ・地域・社会のためにできることを考えさせ、それを伝えたり行動に移したりできるような「社会参画」「社 会貢献」の意識や態度を育む。
- ・立川シビックプライドや救急救命講習等の活動を通して、立川市や地域を愛する気持ちを育てる。

(2) 生活指導・安全教育・キャリア教育

ア 生活指道

- ・姿勢、挨拶、笑い、整頓の「しあわせの風」推進運動を全校で進め、健やかな学校生活を送れるよう、全校体制で取り組む。児童が自ら挨拶ができる学校づくりを実現するために、毎月「挨拶週間」を設けることで、挨拶あふれる学校づくりを推進する。
- ・立川市子どものいじめ防止条例及び大山小いじめ防止対策基本方針に基づき、週2回の生活指導・特別支援打ち合わせや学校いじめ対策委員会の実施、児童情報のデータベース化、いじめアンケートの有効活用により、確実に情報の共有化を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図れるよう組織的に対応をする。併せて、生命尊重の意識を育み、自殺防止にも取り組む。また、不登校児童への対応として、小規模校の利点を活かした教員交換授業の積極的な実施を通して、全ての教員の目で全ての児童を見守る体制づくりを加速化する。
- ・「時間を守る」「人の話をきちんと聞く」「お互いの違いを認め合う」ことを生活指導の柱にするとともに、自ら考えて行動できる児童の育成を図るとともに、「あいさつ」「靴箱」「話の聞き方」「呼称」等に関する「生活のきまり」「学習のきまり」に基づき、校内で共通の指導方針で全校児童への指導を行う。
- ・スクールカウンセラー、巡回心理士、子ども家庭支援センター、児童相談所、青少年委員、民生委員、保 育園、幼稚園、警察、医療機関等、関係諸機関との連携を密にし、児童の健全育成を推進する。

イ 安全教育

- 毎月の安全指導や自転車安全利用講習等により、交通安全に対する児童の意識を高め、実践する力を付ける。また、学校安全計画に基づき、組織的に安全点検を行い学校における安全にかかわる取組を推進する。
- ・地震や火災を想定した避難訓練について、現実的に起こり得る様々な状況や時間帯を設定し「自分の身は自分で守る」指導を徹底する。
- ・セーフティ教室、薬物乱用防止教室、SNS ルール徹底教室等を開催し、全学年児童で薬物やその他の犯罪の危険性について保護者・地域の方々と共有し、児童自ら犯罪から身を守ろうとする態度を育成する。
- ・年間を通した保健指導や保健だより等による啓発により、学校・保護者・地域が一体となって児童の保健 について理解を深め、児童の健康を守ろうとする環境づくりを推進する。

ウ キャリア教育

- ・全教育活動において、一人ひとりの個性や適性を把握し、自らがよりよい生き方を選択し自己実現が図れるよう、生き方や進路にかかわる教育内容の充実を図る。
- ・社会で活躍する外部講師招聘によるキャリア教育等を通じて、主体的に進路を選択する能力を養い、自己 実現を求める態度を育成する。
- ・「生き方を学ぶ教育活動」の一環として、保育園や幼稚園、近隣校や様々な社会施設と交流活動を実施し、 働く意義、充実感、工夫・苦労等を体験的に学び取る機会を設定することで、児童一人一人が将来どんな 職業に就き、どのような人生を歩みたいのかについて、自己の考えを深めさせる。
- ・自己を見つめ自分らしい生き方を実現しようとする態度を育成するために、児童の発達段階に応じた計画 的・継続的な指導を行うよう努める。また、「立川夢・未来ノート」を活用した授業を年間計画に位置付 け、効果的な活用をしていく。

(3) 特別支援教育

- ・特別支援教育コーディネーターを中心に全教職員で児童に関わるとともに、特別支援教育校内委員会 を定期的に開催し、教育相談体制を充実させて児童理解の深化を図り、組織的・計画的な指導を行いなが ら、児童を支援していく校内体制を構築する。
- ・一人一人の児童の実態に応じた個別指導計画、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を作成し、全 教職員の共通理解の下、スクールカウンセラー及び家庭と子どもの支援員等との連携を通して、個に応じ た適切な支援を行う。
- ・副籍制度を活用した交流活動を実施し、教員・児童・保護者の特別支援教育に対する意識を高める。
- ・特別支援教室(キラリ)及び自閉症・情緒障害特別支援学級(にじいろ学級)に対しては、校内委員会をより充実させ、巡回指導教員、特別支援教室専門員、特別支援学級担任、スクールカウンセラーと連携し、通常学級で生かせる有効な指導法の習得や発達の特性に応じたきめ細やかな継続的な指導の充実を図る。
- ・特別支援教室専門員、学校支援員、介助ボランティア等と協働して、児童の自立に向けた具体的な支援を 行う。また、保護者、スクールカウンセラー、巡回心理士、医師、家庭支援センター等の関係諸機関と連 携しながら、より多くの視点で児童の確かな成長を育む教育支援体制を構築する。